

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年9月1日まで
② 昭和30年5月1日から31年1月1日まで

私は、申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社C支社で営業職員として勤務した。いずれの申立期間も、給与から厚生年金保険料を控除されていたのは確かであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における入社及び退社の時期、経緯、勤務状況等の説明は具体性があり、同僚の供述及び申立期間前後の厚生年金保険被保険者記録の状況ともほぼ一致している上、申立人が勤務していたと供述する同僚がいることから判断すると、申立人は当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に勤務していた同僚3人は、「A社は、厚生年金保険に全員が加入していた。」と供述していることから、申立人は、当該期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和23年*月に発

生したD県E課（現在の年金事務所）の火災により焼失し、現存する同名簿は、焼失時に在職していた者46人とそれ以前に勤務していて会社に記録が残っていた28人について復元されたものであることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、昭和23年*月の火災により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失したと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

2 申立期間②について、申立人が供述したB社C支社における勤務の状況と、当時の人事担当者の供述が一致していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「当該期間の業務内容は営業職であった。」と供述しているところ、当時の人事担当者は、「内部職員と違い営業で雇った人は、正規の職員ではなかった。営業職員の給与は、歩合制で固定給はほとんどなく、当然社会保険の手続もない。昭和35年を過ぎて労働争議が激しくなり、その後、社会保険の加入も認められるようになった。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該期間

における健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月21日から同年6月1日まで

A社は、平成2年5月21日にB社より分離独立したが、私は引き続き勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、B社C営業所及び同社同営業所が法人化したA社に継続して勤務し（平成2年5月21日にB社C営業所からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社で被保険者資格を取得した平成2年6月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成2年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないものの、事業主は、同年5月21日から同社が営業を開始したと供述している上、商業登記簿謄本により、同社の設立日は、申立期間前の同年4月*日であると確認できることから、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は厚

生年金保険の適用事業所として記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成2年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月1日から27年5月1日まで
② 昭和27年11月1日から36年12月30日まで

私は、平成21年に年金記録を確認した際、申立期間については既に脱退手当金として受給済みの記録であることを初めて知った。脱退手当金制度があることを知らない上、脱退手当金を受給した記憶もない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の事業所であるA社の事業主は、「脱退手当金の代理請求はしていない。」と供述しており、脱退手当金の受給記録がある同僚も、「自分で脱退手当金の受給手続きをした。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳には「回答済 36. 3. 14」の押印があり、通常であれば脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和36年3月14日に回答したものと考えられるが、当該日付はA社での資格喪失日（昭和36年12月30日）の約9か月前であり、脱退手当金の裁定のための回答とは考え難く不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

石川厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 26 日から同年 8 月 26 日まで

私は、昭和 35 年 4 月から 37 年 8 月まで A 社で勤務し、39 年 3 月から 43 年 8 月まで B 社で勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない。証明するものは無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、当該期間に A 社において厚生年金保険の資格を取得し、申立人と同職種であった同僚、及び申立人の厚生年金保険の資格喪失日に同社で厚生年金保険の資格を取得した同僚は、いずれも申立人が当該期間に勤務していたことを記憶していない。

また、申立人は、A 社における勤務期間の終期について記憶があいまいであり、申立人のことを記憶しているとする同僚からも、申立人の退職した時期に係る供述は得られず、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは確認できない。

さらに、A 社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録、社会保険等関係資料は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、B 社が保管している労働者名簿によると、申立人について、昭和 41 年 5 月に雇入れし、43 年 4 月に退職した旨記載されており、オンライン記録とおおむね一致している。

また、B 社は、「雇入れした昭和 41 年 5 月から被保険者資格を取得させた

同年7月までは、試用期間であったものと思われる。」と回答している。

さらに、当時の同僚は、「申立人がB社で勤務していたことは覚えているが、申立期間に勤務していたかは分からない。」と述べている上、当該期間中にのみ厚生年金保険の記録がある同僚二人は、いずれも「申立人は、私が勤務している時は、B社に居なかった。」と供述しており、当該期間における申立人の勤務実態は確認できない。

加えて、B社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 41 年 12 月まで
私は、申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社の当時の所在地、事業所の移転、製造商品及び事業主の氏名や自宅住所について記憶していることから判断して、時期は定かではないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立期間当時の事業主は、既に他界しており供述を得ることはできないが、現在の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となったことがなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答をしている上、申立期間当時の事業主及び現在の事業主は、いずれもA社の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A社には、申立期間当時の人事記録等の関連資料は残っておらず、申立人が記憶している同僚は、既に死亡しており供述を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。